

生徒心得（校則）

本校の伝統と校風は、永年にわたって培われてきた自律的行動規範（校則）によって創り出され、維持されてきたものです。この規範を外からの拘束と考える事なく、鞍高生の原点として守っていくことが、自己の能力を伸ばし、自由で明朗な校風の維持発展につながるものであることを銘記してください。以下に本校生の心得を示しました。熟読の上、遵守してください。

（１）学 習

- (ア) 目的意識のない高校生活は易きにつき、怠惰に流れ、挫折につながることが多い。目標を定め、自ら進んで予習、復習をする習慣を身につけること。
- (イ) 各種の試験は、自己の学力を判断し、進路決定への資料となるものである。正々堂々たる態度で臨み、最善をつくすこと。

（２）生徒会活動、部活動

本校の伝統は、文武両道に全力を尽くすことである。生徒会活動・部活動に意欲的に取り組み、心身を鍛錬し充実した高校生活を送ってほしい。

- (ア) 生徒会行事には積極的に参加し最善を尽くすこと。
- (イ) 部活動を通じて自己を修練することを誇りとすること。
- (ウ) 下校時刻を遵守すること。（19:30 完全下校）
- (エ) 部室の使用は部活動時のみとすること。

（３）礼 儀

- (ア) 先生や来客に対しては挨拶・会釈をし、敬語を使うようにすること。
- (イ) 学友相互の間でも礼を失わないで、進んで挨拶や会釈をすること。

（４）服 装・容 儀

服装・容儀は、人格を象徴するものであるから、いたずらに華美に流れたり、粗野に墮することなく、質素、清潔を旨とすること。

(ア) 頭髪

男子……前髪は眉毛を越えない長さまでとし、耳や襟にかからないこと。

女子……前髪は眉毛を越えないこと。肩の線より長い場合は、細いゴム（黒・紺・茶色）で結ぶこと。髪飾り・リボン等は禁止する。

＊整髪料・カール・パーマ・染色・奇抜な髪型等は禁止する。

＊眉毛は剃ったり、整えたりしないこと。

(イ) 服装

学ランタイプ

夏冬ともに、本校指定のもの。学年章、名札をつける。

ベルトは黒・紺・茶色のもの。幅の細いものは禁止する。

セーラー・ブレザータイプ

夏冬ともに、本校指定のもの。学年章、名札をつける。

スカートは、ウェストを折り曲げたりベルトを着用してはならない。

ストッキング、タイツはベージュ、黒色で無地のもの。

靴下………白色または黒色の無地（ワンポイント可）のもの。踝ソックスは認めない。

ただし、入学式等の式典は白色の無地（ワンポイント可）のものを着用すること。

靴………白色を基調とした運動靴、または黒色の革靴。下駄も可とする。

上履………本校指定のもの。

防寒具……推奨のコート。または、単色を基調とした華美でないコート・ウィンドブレーカー
カーディガン……本校推奨のもの。または類似の紺色で無地のもの。

セーター・ベスト……紺色でVネック無地のもの。（ブレザータイプのみ）

(ウ) 登下校時および本校生として行動する場合は、制服を着用すること。
制帽は天候や体調、必要に応じて着用することができる。

(I) 通学バッグはチェックやキャラクター等が入ったもの、華美なものは禁止。
(通学にふさわしい黒色を基調としたものを使用すること)

(5) 校内における規律

(ア) 登校時刻については朝課外のあるときは7時30分、ないときは8時30分までに教室に入ること。

(イ) 昼食は所定の時間内にとること。食堂利用の際は秩序を守り、マナーに気をつけること。

(ウ) 各自の所持品にはすべて年、組、氏名を明記し、常に保管に注意すること。
必要以上の金銭、貴重品類は持参しない。

(I) 生徒間の金銭の貸借はお互いに慎む。

(オ) スマートフォン(携帯電話)の校内持ち込み可。但し校内での使用は禁止とし、電源を切り鞆の中に入れる。周囲に迷惑がかかる行為の禁止。

(カ) 遺失物、拾得物があったときはすみやかに担任、または遺失物係の先生に届けること。

(キ) 諸種の納金や提出物は期限を厳守すること。

(ク) 登校後、無断で校外に出ないこと。必要な場合は必ず担任の許可を得ること。

(6) 校外における規律

(ア) 常に鞍高生としての誇りを持ち、品位を傷つけないように注意すること。

(イ) 不健全な娯楽施設に立ち入ってはならない。(パチンコ店・マージャン店等)

(ウ) 無断外泊はしない。

(I) 旅行する時は、担任へ届け出ること。学割が必要な場合は事前に申請すること。

(オ) 校外で起こった事故は、すみやかに担任に連絡すること。

(7) アルバイトの禁止

本校生の本分は、勉学、部活動、生徒会活動に専念することである。よって、アルバイトは禁止する。ただし家庭の経済的事情により、やむを得ずアルバイトを希望するときは、事前に担任に相談すること。進学後の授業料を蓄えるため等の理由での希望は認めない。

(8) 自動車・バイクの運転免許取得の禁止

人命尊重・交通事故防止の観点から、自動車・バイクの運転免許取得は禁止する。

(9) 自転車通学規定

(ア) 交通事故防止の観点から、できるだけ徒歩及び公共交通機関利用による通学が望ましい。

(イ) 自転車通学希望者は、自転車通学許可申請書を担任に提出すること。許可した者には、ステッカーを配付する。

(ウ) 申請の原則は、通学距離2km以上を目安とし(下図参照)、申請の時期は1学期開始時とする。ただし、距離や申請時期は上記以外でも考慮する。

(I) 許可された者の義務

(i) 道路交通法及び条例を遵守し、自転車保険に必ず加入すること。
また、ヘルメットの着用については努力義務とする。

(ii) ステッカーを自転車後方カバーの見える位置に貼付すること。

(iii) 前方反射材・側方反射材を装着すること。

(iv) ブレーキ・ライト等を常に整備して置くこと。

(v) 白色のウインドブレーカーを着用すること。着用期間については、別途指示する。

(vi) 自転車置場の指定された位置に収納し、施錠すること。

自転車通学距離2kmの目安（太線の外側）



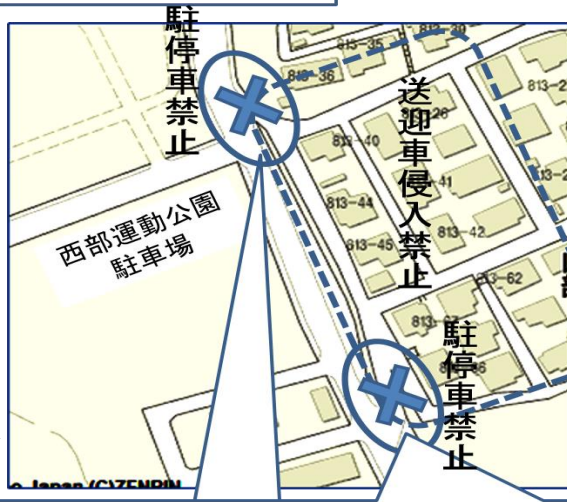
(10) 車での送迎について

(ア) 徒歩及び公共交通機関利用による通学が望ましい。

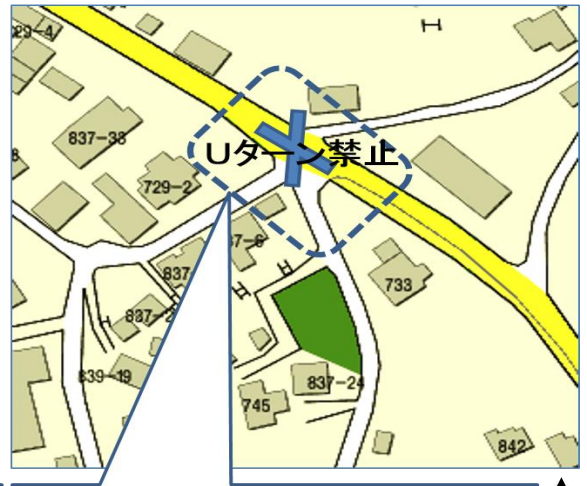
(イ) 校内への乗り入れは特別な事情がある場合に限る。

また、学校周辺は交通事故防止や地域住民の迷惑となるため、乗降を禁止する。

広江団地入口



変則五差路

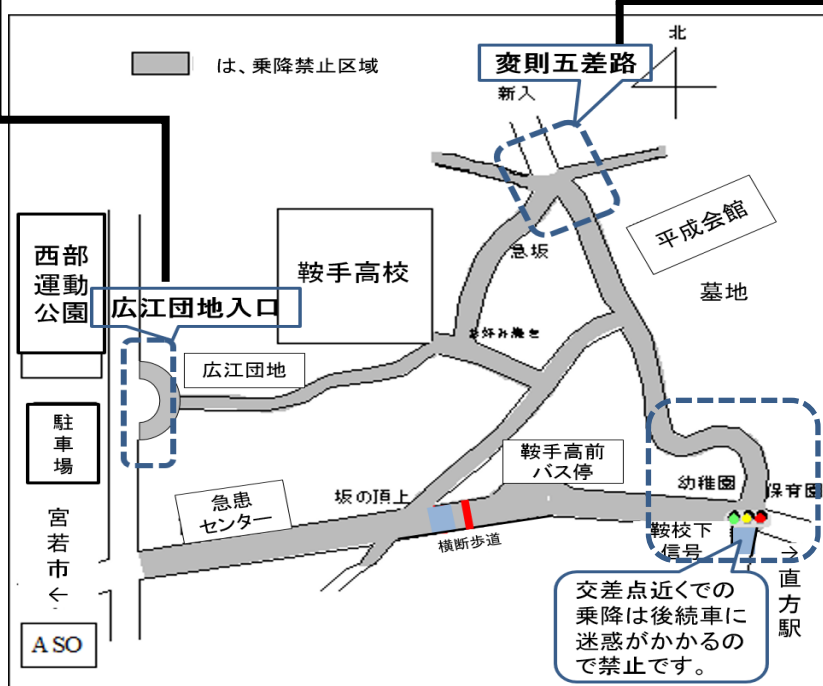


広江団地内での乗降は絶対にしないでください。また、団地入り口交差点で駐停車すると、団地からの車が出られず大変迷惑となります。必ず他の場所で乗降して下さい。

交差点内でのUターンは絶対にしないで下さい。

※送迎は下図の乗降禁止区域以外の広い安全な場所でお願ひします！

車での送迎について



①左図の乗降禁止区域では乗降しないでください。

②乗降可能区域でも、速やかな乗り降りをお願いします。

③Uターンを避け、安全な所まで直進をお願いします。

近隣住民の方のご迷惑とならないよう、ルール遵守を何卒よろしくお願ひします。